専決処分報告(調停) 令和7年(2025年)11月26日提出

札幌市長 秋 元 克 広

市長において、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。 記

本市は、市営住宅の滞納家賃に係る未払賃料請求調停事件1件について、次のと おり調停に合意する。

番号	専決処分年月日 事 件 名	相手方	調停の概要
号 1	事 件 名 令和7年9月4日 札幌簡易裁判所 令和7年(ユ)第52号 未払賃料請求調停事 件	相 手 方 厚別区 出 の 入居者	調 停 の 概 要 (1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃合計32,130円を今後分割して令和7年12月末日までに支払う。 (2) 相手方が(1)の分割支払又は今後の家賃の支払をそれぞれ通算して3回以上怠ったときは、ア 相手方は、(1)の滞納家賃の残額を直ちに支払う。 イ 本市は、相手方に対し、市営住宅の賃貸借契約を解除することができる。 (3) (2)により市営住宅の賃貸借契約が解除
			された場合には、相手方は、直ちにこれ を明け渡す。